

明治後期―大正初期における
稲作生産力の展開と村落機能

―山形県西田川郡上郷村の耕地整理事業を事例として―

宮崎 勇（宇都宮大学）

はじめに

この報告は、明治後期から大正初期にかけての耕地整理事業の考察を通じて、稲作生産力の展開と村落機能との関連を示すものである。その対象として、山形県西田川郡上郷村（現在の鶴岡市大字水沢）をとりあげた。この村は、一八九〇年に、水沢・大荒・大広・西目・中山・矢引・中沢の7つの旧村を統合して成立した。その中の大荒部落において、山形県下最初の耕地整理事業が農民主導型により行なわれ（一九〇二年工事着手届）、続いて同じく農民主導型の耕地整理事業が、隣接する西目部落においておこなわれた

(一九二二年工事着手届)。そしてそののち、西田川郡全体の耕地整理事業や一町二カ村の合同による耕地整理事業部の計画が頓座する中で、全村あげての耕地整理事業が地主主導型により、行われた(一九一六)。上郷村におけるこれら一連の耕地整理事業への積極性をみると、稲作生産力の局面において、農民側に耕地整理事業を進めざるをえない事情と、またそれを可能にする理由のあったことが窺われる。

上郷村の農村構造

その点を検討するためにまず、上郷村の農業構造をみてみたい。耕地整理事業がおこなわれた当時の上郷村の水田の殆どは泥炭土壌におおわれ、全水田面積の八九・四％に相当する四二町八反八畝の水田が湿地であった(一九一一年)。そのもとで上郷村の農民は、稲熱病を生じさせやすい、牛馬併用による湿地農法をおこなっていた。ところがそれによって生じるところの減収の影響は、地主(村内在住では一〇〇町歩地主の諏訪八右衛門が最大)と農民とではことなり、たとえば地主は、減収にともなう米価の上昇で被害を軽減させることもできるし、また場合によっては逆に利益をあげることもできた。減収と米価の上昇との関連に限っていえば、一八九七年のウンカ大発生の際に反収一・五三五石であった前年の三六・二％減となっている。しかしその一方で米価は、八円五五銭であった前年の三七・〇％増となっている。そこで農民をみてみると、減収の場合、小作農には減免措置がある。ところが自作農にはそのような救済措置はなく、場合によっては没落の局面に直面することもある(勿論、上昇の局面もある)。上郷村では、この没落と上昇の間に

いる自作、自小作農家は全農家戸数の七九・一％(一九〇二年)、七四・〇％(一九一一年)を占めている。したがって上郷村では、地主といえども、この圧倒的な自作農・自小作農の利益を無視して耕地整理事業を強行するのは困難であった。むしろ地主として、上昇を期待するかれらの主導による耕地整理事業の進展は、願ってもないことであった。

大荒部落における耕地整理事業

こうした事情から、一九〇三年の「本部農会ニ於テ左記ノ地所同郡東郷村ト二カ所モハントシテ整理為致候事決定相成」を契機に、上郷村で土地条件の最も良い大荒部落(そもそも上郷村の稲作生産力は高く、一九〇一年から一九一四年にかけての1ha当り収量は三四〇キロであって、それは、三九九キロの飽海郡南遊佐村、三四六キロの西田川郡豊浦村につぐものである)の佐藤勘右衛門(大荒在住)を中心に、佐藤与之吉(大荒在住)、諏訪吉次郎、佐藤友太郎、難波虎太(以上、西目在住)といった自作農・自小作農(庄内地方では藩政期より米の特産化がすすみ、農事改良に熱心ないわゆる「篤農家」を多く排出している。上郷村では、佐藤勘右衛門や難波虎太がこれに該当する。かれらの農事改良に対する熱意が、上郷村の耕地整理事業を進展させた要因ともなっている)が、農外諸官業への転進を準備しつつあった村内最大の一〇〇町歩地主諏訪八右衛門(西目在住)の代わりに呼び掛け人となって、耕地整理事業をすすめていく。そこでは整理費が一反歩当り一元九二銭と極めて低くおさえられているのであるが(同時期におこなわれた他村のそれは矢馳で六円四八銭、下山添で七円五〇銭八厘、松尾で八円二三銭八

厘) するために上郷村の自治機能が利用され、「第二二条、整理地二関スル夫役ハ従前ノ面積ニ賦課スルモノトス。第十三条、夫役ノ賦課ヲ受ケタルモノ金錢ヲ以テ之ニ代ヘントスルトキハ一人ニ付金二拾五銭ノ計算トス」ることを主な内容とした規約が定められる。こうした理由から、大荒部落において農民主導による耕地整理事業がおこなわれたのである。

西目部落における耕地整理事業

この大荒部落について耕地整理事業が行われたのは、隣接する西目部落においてであった。この部落の水田は、大荒部落のそれに比べて劣悪な条件におかれていた。高低差が一尺ないし一尺八寸と大きくて階段状をなし、しかも湧出水がみられるほど水位の高い水田が多かった。ところが夏に早天の日が続くと、水量の乏しい大山川からの取水が困難となり、溜池の水や山麓からの湧出水、さらには大荒部落の灌漑の余水を利用せざるをえないほど用水不足に悩まされた。つまり耕地整理事業をする以前の西目部落の場合は、用水条件を改善しなければ排水状態も改善されず、しかも泥炭土壌であるために稲作生産力が不安定で、自作農・自小作農としては没落の恐れが強かった(一九〇一年から一九一〇年にかけての稲作生産力の不安定期に、西目部落では水田売買の件数・面積ともに多大となっている)。

こうした理由から西目部落では、諏訪八太郎・佐藤久吉・児玉与治右衛門といった部落在住の自小作・自自作によって、耕地整理事業が主導される。ここでは耕地整理事業によって減少した畦畔のおよそ九二・六%に相当する部分が、道路・溝渠・土手といった西目

部落全体の共同利用的な地目に転換される。西目部落においてこのような転換がおこなわれたということは、見方をかえれば大荒部落と同様に村落の自治機能が利用された結果であると思われる。

かくして上郷村においてはまず部落単位の耕地整理事業が農民主導によって行われたが、それが充分でなかったためあらたに部落の「枠」を越えた耕地整理事業が中小地主主導によっておこなわれたのである。